静岡労働局 静岡労働基準監督署通信



2024年10月号(第19号) 発行/静岡労働基準監督署

〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2階・3階 TEL 054-252-8165

11月の過労死等防止啓発月間と過重労働解消キャンペーンについて



「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」 としています。厚生労働省では、一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知、啓発等に取り組むこととし、労使の主体的な取組を促進します。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 申込↓

- ●11月6日(水)13:30~16:00(受付13:00~)
- ●浜松市中央区旭町11-1プレスタワ-17 F静岡新聞ホール
- ●基調講演 東海林 智 氏(毎日新聞社会部記者) 「過労死・過労自死の背景を考える 〜低賃金労働が覆う雇用社会〜」



労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

労働局長が県内の企業の経営トップと意見交換し、長時間労働 削減に向けた取組事例を収集・紹介します。

長時間労働が行われている事業場に対する重点監督

労働基準監督署では長時間労働が疑われる事業場等に対して、 重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します 11月2日 (土) 9:00~17:00 0 0120-794-713

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、労働局の担当者が相談に応じます。 11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署・「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

相談無料



参加料無料

過重労働解消のためのセミナーを開催します(全国22箇所、オンライン開催25回)

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します。

専用ホームページ

https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

過重労働による健康障害を防止するために

2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

年5日の取得がされていなければ、時季指定が必要です。

残業時間の原則は、月45時間/年360時間です。 労働時間等の設定を改善しましよう。

勤務間インターバル制度の導入を検討してください。

時間外・休日労働を削減しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

時間外・休日労働時間が、ひと月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者が申し出たら、医師による面接指導が必要です。

労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。 1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。



このような取り扱いは、労働基準法違反です!

■勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

勤怠監視システムの端数処理機能を設定し、**1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て** (丸め処理)、その分の残業代を支払っていない。

■一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、**30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。**

■始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業(制服への着替え、清掃、朝礼など)を義務付けているが、 **当該作業を、労働時間として取り扱っていない(始業前の労働時間の切り捨て)。**

労働時間とは

※「労働時間の考え方:『研修・教育訓練」等の取り扱い」

労働時間とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間**のことをいいます。**使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当**します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れること が保障されていない状態で待機等している時間 (いわゆる「手待時間」)
- ③ **参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講**や、使用者の指示により**業務に必要な学習等**を行っていた時間



労働時間の適正な把握 ※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 回答:

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定をもうけていることから、 **使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。**

使用者は、労働時間の適正な把握のため、**以下の措置を講じてください。**

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

●始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

- 1. 原則的な方法(以下のいずれか)
 - ・使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
 - ・タイムカード、I Cカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。
- 2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合 上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。
- ●賃金台帳の適正な調整

使用者は、**労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった** 事項を適正に記入しなければならないこと。

静岡労働基準監督署へのアクセス



- ○JR静岡駅より徒歩約10分
- ○静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- ○申し訳ありませんが、駐車場がございません。 公共交通機関をご利用ください。

編集後記

朝晩は涼しくなりました。

過ごしやすくなりましたが、日中との気温差に身体がついていきません。体調管理に気を付けましょう。